

介護支援専門員実務研修 実習に関するQ&A

Q	A
1 実習協力者がみつからない。どこで探せばよいかわからない。	実習協力者は各自の責任において確保していただくものであり、事務局で斡旋等はしておりません。勤務先、以前の勤務先、知人、親戚等で実習に協力していただける方を探します。また、地域の在介センター、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所、地域包括支援センターに実習協力者を紹介していただけないかお願いしてみるのも良いでしょう。どこにどのような事業所があるかわからない場合は、地域にある社会資源の調査を行った上で行動しましょう。
2 同居している身内を実習協力者に選定してもよいか。	どうしても他に実習協力者がみつからないのであれば、同居者を選定するのもやむをえないでしょう。
3 実習協力者の選定について、施設入居者を選定してもよいか。	原則は、居宅での生活をしている方を選定してほしいが、どうしても他に見つからない場合はやむをえないでしょう。
4 実習協力者の選定について、施設のショートステイを利用している方を選定してもよいか。	実習協力についてご本人との了解が得られ、居宅での生活状況の把握ができるのであれば選定しても良いでしょう。
5 実習協力者の選定について、入院患者は実習協力者の対象とはしないとあるが、病状が安定し退院が決定している入院患者の方を選定してもよいか。	入院中の方については、入院中の負担や居宅での生活状況の確認が困難であることなどから、実習協力者とはしないとテキストに記載されており、できればそのような方の選定は避けてください。しかし、退院が決定して病状も安定している、体調的に負担がかからない、ご本人やご家族の了解が得られ居宅での生活状況の確認ができる、等々の条件が整えば、そのような方を選定するのもやむをえないでしょう。その場合、面接調査することで病状や体調等に支障をきたさないよう充分注意、配慮してください。
6 実習協力者の選定について、すでに要介護認定を受けていて、担当ケアマネがケアプラン等を作成している人を実習協力者に選定してもよいのか。	すでに担当ケアマネがケアプランを作成している人を実習協力者に選定してもかまいません。ただし、その場合は実習者が作成するケアプラン等は担当ケアマネのプランを丸写しにするのではなく、あくまでも実習者が面接で得た情報を実習者の視点でアセスメントし、ケアプラン等を作成します。
7 実習承諾書、誓約書の記載は実名でよいのか。(個人が特定される記述は削除かイニシャル等ふせるとなっているが)	実習承諾書・誓約書は、実習の実施が、実習者と実習協力者の双方の了解を得たものであることを確認するために書いていただくものであり、実名で記入してもらいます(ご本人が記入できないような場合は家族の方に代筆していただきます)。事務局へは確認の意味でコピーを提出していただいておりますが、これらは外部一般に公表するものではありません。ただし、その他の実習作成資料については、後期演習内で使用するものなので、個人名等は削除するかイニシャルにする等、個人情報の扱いに注意してください。
8 アセスメントシートの選択について、実習説明で提示された6種類の方式以外のシートを使用してもよいか。	提示した6種類以外の使用は認められません。事業所や施設によっては独自のアセスメント手法を行っているところもあるかと思いますが、実務研修では基本的なアセスメントを学習してもらうため、代表的な6種類の方式のいずれかを選択してください。
9 アセスメントについて、勤務先にアセスメントのソフトがある。アセスメントシートをパソコンのソフトで作成してきてもよいか。	必要なシートや項目が網羅されているのであれば、パソコンソフトを使用して作成しても構いません。なお、 アセスメントシート以外の実習提出資料は福島県社会福祉協議会ホームページの「福祉の職場・資格取得を目指す皆様」の中の「介護支援専門員について」からダウンロードできます。 (http://www.fukushimakenshakyoo.or.jp/)

	Q	A
10	<p>アセスメントシート内の相談内容(相談に至る経緯)部分はどのように記載すればいいか。実習のためと記載するのか、または現担当ケアマネのものを記載するのか。</p>	<p>相談内容や相談に至る経緯について、実際のところは実習のために面接をさせていただくわけですが、面接の中でその方の主訴や要望、思いなどを表明しているものや、推測したものを記入します。</p>
11	<p>アセスメント様式の一部に主治医意見書を転記する部分があるが、ここもきちんと記入しなければならないのか。</p>	<p>本来のケアマネ業務の中では、主治医意見書も大切な情報のひとつです。しかし、今回の実習では主治医意見書までの情報は得られないのであれば、面接でわかる範囲の情報について記入してください。</p>
12	<p>アセスメントした結果、解決すべき生活課題(ニーズ)が多数あがってきた。これらすべてを居宅サービス計画書にもりこみ、全てについてプランを作成しなければならないのか。</p>	<p>ニーズとしてあがったものについては全てプランを作成してください。その上で困難な点や疑問な点は、演習時にグループのメンバーや講師と話し合いを行ってください。</p>
13	<p>社会資源調査票について、テキストの中では事業所名は匿名または仮名にと書いてあるが、実習提出物確認表には「各市町村で作成した事業者一覧、パンフレット等があれば持参」とある。そのようなパンフレットには事業所名は実名で書いてあるが、どのように記載、持参すればよいのか。</p>	<p>社会資源調査票には、匿名または仮名で記載し提出してもらいますが、パンフレット等があれば、後期演習の参考資料としてそのままのものを1部持参してください。事務局に提出する必要はありません。 事業所名が公開されているパンフレットは、サービスが必要な地域住民に対する情報公開を目的としたものであり、実習で作成する資料の社会資源調査票は、地域の社会資源の状況を把握する目的で作成するもので事業所名(固有名詞)まで記載する必要はありません。</p>